

検討の方向性

これまで積み上げられてきた放送や放送後のネット配信における権利処理の実務上の運用手続を参考にしつつ、具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を踏まえ、権利処理の手続を整理し、具体的な課題を抽出した上で、これらの抽出された課題に対応するための具体的な権利処理方法の形成について検討することが必要。

【主な検討項目】

1 音楽分野（作詞・作曲、レコード製作者・レコード実演（音楽））

(1) 作詞・作曲

権利種別	権利者	法と実態	放送（地上波の初回放送の例）	ネット配信（VOD等の異時配信の例）
著作権	作詞家・作曲家 JASRAC NexTone 等	著作権法	公衆送信権	公衆送信権
		実際の運用	包括許諾（各放送事業者）	包括許諾（各放送事業者）

(2) レコード製作者・レコード実演（音楽）

権利種別	権利者	法と実態	放送（地上波の初回放送の例）	ネット配信（VOD等の異時配信の例）
著作隣接権	レコード製作者・ レコード実演家（音楽） 日本レコード協会 CPRA 等	著作権法	報酬請求権	送信可能化権
		実際の運用	包括契約（NHK・民放連）	包括許諾（各放送事業者）

※放送における商業用レコードの二次使用料は、日本レコード協会又はCPRAのみが請求可能。

2 実演分野

権利種別	権利者	法と実態	放送（地上波の初回放送の例）	ネット配信（VOD等の異時配信の例）
著作隣接権	実演家（映像） aRma 等	著作権法	放送権	送信可能化権
		実際の運用	個別許諾（芸能プロダクション ⇄ 各放送事業者）	個別許諾（aRma ⇄ 各放送事業者）